

議案第 45 号

箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 26 年 9 月 4 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）が平成 25 年 12 月 13 日に公布され、平成 26 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例

箱根町町営住宅条例（平成 9 年箱根町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 5 号を次のように改める。

- (5) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は次に掲げるいずれかの支援給付を受けている者
- ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 1 項に規定する支援給付
 - イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 127 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付
 - ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。